

広島県告示第六百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上条一地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

標柱番号	地番	字	町	郡市・区
標柱一号	三二〇五番一	上条	高屋町	東広島市
標柱二号	三〇九九番一地先里道敷			
標柱三号	三二〇二番地先里道敷			
標柱四号	三〇八〇番地先里道敷			
標柱五号	三〇七九番			
標柱六号	三〇七六番四			
標柱七号	三〇七七番			
標柱八号	三二〇八番			
標柱九号	三二〇五番七			